

実務担当者による特定健診・保健指導の ワーキンググループの設置について

1. 検討事項

保険者による健診・保健指導等に関する検討会の議論を踏まえ、次の事項についての詳細な内容を検討した上で、本検討会に報告する。

また、この他にも実務的な検討が必要な事項については、本ワーキンググループで適宜、検討を行い、本検討会に報告する。

①初回面接者と最終評価者の取扱いについて

- ・初回面接者と最終評価者が同一人でない場合の情報共有のあり方
- ・初回面接者と最終評価者が同一人でない場合の集合契約の単価設定
- ・健診結果が全て揃う前に初回面接を行うことについて

②特定健診・保健指導の報告データの取扱いについて

- ・HbA1cの表記見直しへの対応における実務的な事項（データ様式やその関係者間での送受信の際のルール等）
- ・今後の見直しの検討に必要なデータ項目について（非肥満のリスク保有者への対応、保健指導の効果の評価等に有益な情報）

2. メンバー

制度導入前に開催された「決済及びデータ送受信に関するワーキンググループ（別添）」のメンバーを参考に、各組織団体の実務者1～2名程度の出席を求めることとし、個別のテーマに応じて、適宜、他の関係者に対して参加を依頼する。
（具体的なメンバーについては、別紙。）

3. ワーキンググループの議事

議事は原則として非公開とし、後日、議事要旨を作成し公開する。

当日使用した資料については、特に支障がある場合を除き原則公開する。